

猶予の申請の手引き

明 石 市

市税の猶予制度のあらまし

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押などの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、明石市に申請することにより、財産の換価（売却）や差押などが猶予される制度があります。

1 換 価 猶 予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

2 徴 収 猶 予

災害、病気、事業の休廃業などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて徴収が猶予される制度です。

猶予の効果

⇒ 換価猶予が認められると…

- ① 既に差押を受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押により事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押が猶予（又は差押が解除）される場合があります。
- ③ 換価猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

⇒ 徴収猶予が認められると…

- ① 新たな差押や換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- ② 既に差押を受けている財産がある場合には、明石市に申請することにより、その差押が解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

手続の流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 換価猶予 (⇒ 3 ページ)

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の各納期限から 6 か月以内の申請により換価猶予を受けることができます。

② 徴収猶予 (⇒ 24 ページ)

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

また、本来の期限から 1 年以上経って納付すべき税額が確定した市税を一時に納付することができないと認められる場合は、その市税の各納期限までに申請することにより、徴収猶予を受けることができます。

申請書等の作成・提出 (換価猶予の申請の場合⇒ 4 ページ、徴収猶予の申請の場合⇒ 25 ページ)

「換価猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に、必要な書類を添付して、明石市に提出します。

- 「換価猶予申請書」の書き方 …… 7 ページ
- 「徴収猶予申請書」の書き方 …… 26 ページ
- 「財産収支状況書」の書き方 …… 10 ページ
- 「財産目録」の書き方 …… 14 ページ
- 「収支の明細書」の書き方 …… 18 ページ

※ 上記の書式は、明石市ホームページ (www.city.akashi.lg.jp) からダウンロードできます。

提出された申請書等の審査 (⇒ 4 ページ)

明石市では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の許可・不許可や、猶予を許可する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。

猶予が許可された場合 (⇒ 5 ページ)

猶予が許可された場合は、明石市から「猶予許可通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり
に納付してください。

不許可となる場合 (⇒ 5 ページ)

一定の場合には、猶予が許可されないことがあります。この場合には、明石市から「猶予不許可通知書」が送付されます。

完納

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。

猶予の取消し等 (⇒ 6 ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

I 換価猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価猶予を受けることができます。

なお、申請による換価猶予を受けることができる市税は、平成 28 年 4 月 1 日以後に納期限が到来する市税に限られます。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（* 1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（* 2）
- ③ 換価猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき市税の各納期限から 6 か月以内に「換価猶予申請書」が明石市に提出されていること
- ⑤ 納付を困難とする金額があること
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（* 3）

* 1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

* 2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると明石市長が認めることができることをいいます。

* 3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が 100 万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（国税通則法により担保として提供することができることとされている種類の財産（⇒9 ページ）がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価猶予を受けることができる期間は、1 年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

なお、換価猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

* 換価猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に明石市に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長 2 年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価猶予の申請をする場合は、次の書類を明石市に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（＊）が 100 万円以下の場合	猶予を受けようとする金額（＊）が 100 万円を超える場合
○ 「換価猶予申請書」 （書き方は、7～9 ページ） ○ 「財産収支状況書」 （書き方は、10～13 ページ）	○ 「換価猶予申請書」 （書き方は、7～9 ページ） ○ 「財産目録」 （書き方は、14～17 ページ） ○ 「収支の明細書」 （書き方は、18～23 ページ）

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは明石市 納税課にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合（⇒3 ページの＊3）には、提出は不要です。

＊ 未確定の延滞金は含みません。

4 提出された申請書等の審査

明石市では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、明石市から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

明石市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価猶予の申請があった場合、又は換価猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする市税について督促状がまだ送付されていないときには、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

5 猶予が許可された場合

換価猶予が許可された場合には、「換価猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、明石市での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒3 ページの1 の①～⑥）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続(* 1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために明石市の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(* 2)。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(* 3)

* 1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

* 2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

* 3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒24 ページの1 の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」(⇒5 ページ) の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「換価猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおりになし付しないとき(*)。
- ③ 明石市が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき(*)。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

.....
* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。
やむを得ない理由がある場合には、明石市 納税課へご相談ください。
.....

「換価猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が **100 万以下** の場合には、「財産収支状況書」(⇒10 ページ) を「換価猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が **100 万円を超える** 場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒14 ページ) 及び「収支の明細書」(⇒18、19 ページ) を添付して提出する必要があります。

換 価 猶 予 申 請 書

明 石 市 長 殿

国税徴収法第 151 条の2 第 1 項の規定により、以下のとおり換価猶予を申請します。

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話、及び氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

申請書を提出する日を記載してください。

申請者（納税義務者等）	住所（所在地）	〒 673 - ××××		申請年月日	平成 28 年 5 月 20 日	
	明石市 ○○丁目 ×× 番 □□ 号	ふりがな あかし ○○××□□		電話番号	(****) *** - ****	
氏名（名称）	ふりがな あかし せい かいぶし かいしや ぜいむ たらう		添付する書類欄			
	明石市税 株式会社 代表取締役 税務 太郎		☐ 財産目録 ☐ 収支の明細書 ☒ 財産収支状況書 ☐ 担保関係書類			
納付すべき市税	納税義務者番号等	課税年度	課税期	税 目	本 税 (円)	延滞金 (円) (法律による金額)
	0123456-7	28	28	固定資産税 都市計画税	353,000	(要す) 法律による金額
	1234567-8	28	28	軽自動車税	7,200	(要す) 法律による金額
1	納付すべき市税のうち、換価の猶予を受けようとする金額				360,200	(要す) 法律による金額
2	一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 A工業株式会社からの下請けで○○○の×××を行っているが、単価が引き下げられたため、売上は前年度と比較して45%落ち込んでいる。そのため、仕入先であるB有限会社への支払いも遅れている。 A工業株式会社からの入金をすべて市税の納付に充てた場合には、仕入先に対する支払いができなくなり、今後必要となる材料を仕入れることができなくなってしまう。 そうなると、事業の継続が非常に困難となる。					
納付計画	回数	指定期限	本 税 (円)	摘 要	回数	指定期限
	1	H28. 5.20	120,200			
	2	H28. 6.30	40,000			
	3	H28. 8. 1	80,000			
	4	H28. 8.31	40,000			
	5	H28. 9.30	40,000			
	6	H28. 10.31	40,000	延滞金 (法律による金額)		
納付計画について、その他						
猶 予 期 間	平成 28 年 5 月 31 日 から 平成 28 年 10 月 31 日 まで					6 月間
担 保	☐ 有	担保財産の詳細又は				
	☒ 無	提供できない特別の事情				

換価猶予の申請をするときに未納となっている市税を全て記載します。

延滞金については、本税の全額を納付していないときは「要」を記載します。

「備考」欄には、市税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載し、換価猶予を受けようとするものに○印をつけます。

《記載例》

- ・平成 27 年分の法人市民税
⇒「27 年〇月～〇月分」
- ・平成 27 年 3 期の市県民税
⇒「27 年 3 期」

「財産収支状況書」(⇒10 ページ) の「4 分割納付計画」欄から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒19 ページ) の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤ 分割納付金額」欄を転記します。

「猶予期間の開始日」から「猶予期間の最終日」及びその期間を記載します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税の各納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

1

「納付すべき市税のうち、換価猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産収支状況書」(⇒10 ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」(⇒14 ページ)の「3 現在納付可能資金額」欄で「③現在納付可能資金額 (①－②)」を差し引いた金額を記載します。

2

「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

A 工業株式会社からの下請けで〇〇〇の×××を行っているが、単価が引き下げられたため、売上は前年度と比較して 45% 落ち込んでいる。そのため、仕入先である B 有限会社への支払いも遅れている。

A 工業株式会社からの入金ですべて市税の納付に充てた場合には、仕入先に対する支払いができなくなり、今後必要となる材料を仕入れることができなくなってしまう。

そうすると、事業の継続が非常に困難となる。

3

「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がある場合には「□無」にチェック (☑) を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック (☑) を付けます。

① 猶予を受ける金額 (未確定の延滞金を含みます。) が 100 万円以下である場合

② 猶予を受ける期間が 3 か月以内である場合

③ 担保を提供することができない特別の事情 (国税通則法により担保として提供することができることとされている種類の財産 (⇒9 ページ) がいないなど) がある場合

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「一」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

《記載例》

(不動産を担保として提供する場合)

担 保	☒ 有	担保財産の詳細又は	種別：土地、 地目：宅地、 地積：120 m ²
	☐ 無	提供できない特別の事情	所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町× - × - ×

(保証人の保証を担保として提供する場合)

担 保	☒ 有	担保財産の詳細又は	保証人の氏名：○○ ○○
	☐ 無	提供できない特別の事情	保証人の住所：○○市△△町×－×－×

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担 保	☐ 有	担保財産の詳細又は	担保として提供できる種類の財産を所有していないため。
	☒ 無	提供できない特別の事情	

担保として提供できる財産の種類

国税通則法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で明石市長が確実と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したもの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 明石市長が確実と認める保証人の保証

備考) 3～5は、登記・登録のできるものに限る。

「財産収支状況書」の書き方

「財産収支状況書」は、猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合に、「換価猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

ここでは、7 ページの記載例の「換価猶予申請書」に添付して提出する「財産収支状況書」の記載例を基に、書き方を説明しています。

平成 28 年 5 月 20 日
 申請書を提出する日を記載してください。

財 産 収 支 状 況 書

1 住所・氏名等

住所 (所在地)	氏 名 (名 称)
明石市 ○○ 丁目 ×× 番 □□ 号	明石市税 株式会社 代表取締役 税務 太郎

2 現在納付可能資金額

現金及び預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現 金	60,200 円	60,200 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
C 銀行 αβ 支店	60,000 円	60,000 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
D 信用金庫 γ 支店	150,000 円	0 円	☒ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
	円	円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
現在納付可能資金額		120,200 円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)

区 分	見 込 金 額	年 月	分割納付金額	備 考	
収 入	売上、給与、報酬	1,800,000 円	平成28年 5月	120,200 円	
	その他 ()	円	平成28年 6月	40,000 円	
		円	平成28年 7月	80,000 円	貸付金回収による入金 (40,000 円)
① 収 入 合 計	1,800,000 円	平成28年 8月	40,000 円		
支 出	仕入	760,000 円	平成28年 9月	40,000 円	
	給与、役員給与	825,000 円	平成28年 10月	40,000 円	
	家賃等	70,000 円	平成 年 月	円	
	諸経費	60,000 円	平成 年 月	円	
	借入返済	45,000 円	平成 年 月	円	
		円	平成 年 月	円	
	生活費 (扶養親族 人)	円	平成 年 月	円	
② 支 出 合 計	1,760,000 円	【備考】			
③ 納付可能基準額 (① - ②)	40,000 円				

4 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	売 掛 金 等 の 額	回 収 予 定 日	種 類	回 収 方 法
E 株式会社	40,000 円	平成 28 年 7 月 22 日	貸付金	現金
	円	平成 年 月 日		
	円	平成 年 月 日		

(2) その他の財産の状況

不動産等	資材等置き場の土地 (明石市▲▲○丁目×-□)	国 債 ・ 株 式 等	
車 両	業務用車両1台 (□□123あ××××, ローン無)	そ の 他 (保 険 等)	○○○生命保険

(3) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称 ・ 住 所	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了 (支払) 年 月	追加借入の可否	担 保 提 供 財 産 等
F信用金庫 G支店	900,000 円	45,000 円	平成 29 年 12 月	☐ 可 ☒ 否	資材等置き場の土地 (明石市▲▲○丁目×-□)
	円	円	平成 年 月	☐ 可 ☐ 否	

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

「換価猶予申請書」(⇒7 ページ)の「納付計画」欄に転記します。

明 石 市

「③納付可能基準額 (①-②)」に記載した金額を記載します。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

※ 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載して提出してください。

1

「2 現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

① 現金及び預貯金等	② 預貯金等の種類	③ 預貯金等の額	④ 納付可能金額	⑤ 納付に充てられない事情
現金	—	60,200 円	60,200 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
C 銀行 α 支店	普通	60,000 円	60,000 円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
D 信用金庫 γ 支店	当座	150,000 円	0 円	☒ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
		円	円	☐ 運転資金 ☐ 生活費 ☐ その他
現在納付可能資金額			120,200 円	⑥

- ① 「現金及び預貯金等」欄に、申請書を提出する日現在の預貯金等がある金融機関等の名称・支店名、上場株式などの売却が容易な財産の名称・数量を記載します。
- ② 「預貯金等の種類」欄には、預貯金について、普通、当座、定期、貯蓄等の種類を記載します。
- ③ 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
- ④ 「納付可能金額」欄には、納付することができる金額を記載します。
- ⑤ 「納付に充てられない事情」欄には、預貯金等の額のうち、納付できない事情がある場合に、当てはまる事情にチェック（☒）を付けます。

「☐ 運転資金」には、申請書を提出する日からおおむね1か月以内（以下「計算期間」といいます。）（*）の事業に係る支出（下記 2 ロ①）に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「☐ 生活費」には、納税者が個人である場合で、計算期間（*）に支出する生活費（下記 2 ロ②）に充てる必要があるときにチェックを付けます。

「☐ その他」にチェックを付けた場合には、その事情を〔 〕内に具体的に記載します。

* 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金手当てが必要になる日までの期間とすることができます。

なお、納税者が収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ事業の継続又は生活の維持が困難となるときは、その所要資金の額も対象とすることができます。

- ⑥ 「現在納付可能資金額」欄には、「納付可能金額」欄の合計額を記載します。
- 「現在納付可能資金額」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となることがありますので、ご注意ください。

2

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

この欄で計算した「③納付可能基準額（①－②）」を基に「4 分割納付計画」欄を記載します。

イ 「収入」欄

売上収入その他の経常的な収入を全て記載します。

（納税者が個人の場合には、給与収入や報酬も含めて記載します。）

ロ 「支出」欄

① 事業に係る支出

仕入、給与・役員給与（人件費）、家賃等、諸経費、借入返済その他の支出を記載します。

なお、これらの支出は、事業の継続のために真に必要と認められるものに限られるため、例えば、次に掲げのようなものは認められないことに留意してください。

- ・ 不要不急の財産の取得のための支出。
- ・ 期限の定めのない債務の弁済のための支出。

② 生活費（納税者が個人の場合のみ）

納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額を記載します。

なお、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額を次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき 107,000 円、②生計を一にする配偶者その他の親族 1 人につき 48,000 円、③手取り額（*）から①及び②を差し引いた金額の 100 分の 20 に相当する金額（又は①及び②の合計額の 2 倍に相当する額のいずれか少ない金額）の合計額（以下「基準額」といいます。）。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

* 「手取り額」とは、給与所得者については、直近の 1 か月分の給与収入から源泉所得税、地方税及び社会保険料等を控除した金額、個人事業者及び不動産所得者のうち青色申告者については、直近の年分の確定申告における青色申告決算書における青色申告特別控除前の所得金額、白色申告者については、直近の年分の確定申告における収支内訳書における専従者控除前の所得金額に相当する計算期間における額をいいます。

なお、複数の所得がある場合は、それぞれの所得金額について計算した額の合計です。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

《【備考】欄の記載例》（Aの方法により計算した場合）

（給与収入（手取り額）：35 万円、4 人家族（納税者本人、妻、子 2 人）の場合）

納税者は、妻及び子 2 人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月 5 万円程度ある。

また、納税者は、病気のため定期的に病院へ通院しており、月に 15,000 円程度の医療費を支払っている。

107,000 円① + (48,000 円×3 人) ② = 251,000 円 (a)

(納税者本人の生活費) (納税者と生計を一にする親族の生活費)

251,000 円 (a) + { (350,000 円 - 251,000 円 (a)) × 20/100 } ③ = 270,800 円

(手取り額)

(基準額)

270,800 円 + 15,000 円 - 50,000 円 = 235,800 円

(基準額)

(医療費)

(妻の給与収入)

(生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を【備考】欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を【備考】欄に具体的に記載します。

3 「4 分割納付計画」欄

この欄には、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」を基に具体的な納付計画を記載します。この欄に記載した納付計画は、申請書（⇒7 ページ）の「納付計画」欄に転記します。

イ 「月」欄

猶予期間中の全ての月を記載します。

ロ 「分割納付金額」欄

猶予期間中の各月における納付金額は、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」に記載した金額とします。ただし、臨時的な収入又は支出がある月において、納付可能基準額よりも増額又は減額した金額により納付する場合には、その増額又は減額した金額を記載します。

ハ 「備考」欄

「分割納付金額」欄の金額を納付可能基準額よりも増額又は減額した金額としている月について、その増額又は減額した理由を記載します。

《記載例》

(臨時的な収入) - 不動産の売却による収入(〇〇円)のため。 - 借入による入金(〇〇円)のため。 - 貸付金の回収による入金(〇〇円)のため。	(臨時的な支出) - 製造用機械の買替えによる支出(〇〇円)のため。 - 家屋の修繕費(〇〇円)の支出のため。 〇〇税の納付(〇〇円)のため。
--	--

4

「5 財産等の状況」欄

イ 「(1) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、金額、回収予定日(手形の場合は支払期日)、種類及び回収方法を記載します。

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所		売 掛 金 等 の 額	回 収 予 定 日	種 類	回 収 方 法
E 株式会社	〇〇市〇〇町〇番××号	40,000 円	平成 28 年 7 月 22 日	貸付金	現金
		円	平成 年 月 日		
		円	平成 年 月 日		

① 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

② 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

ロ 「(2) その他の財産の状況」欄

不動産、国債・株式等の有価証券及び車両など、所有している財産の種類、数量、所在地等を記載します。

また、「その他(保険等)」欄には、敷金、保証金、保険等の財産を記載します。

なお、速やかに売却して納付に充てることができるものとして、4「2 現在納付可能資金額」欄に記載した財産については、この欄に記載する必要はありません。

不 動 産 等	資材等置き場の土地(明石市▲▲〇丁目×-□)	国 債 ・ 株 式 等	
車 両	業務用車両1台(□□123あ××××、ローン無)	そ の 他 (保 険 等)	〇〇〇生命保険

ハ 「(3) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入総額、月額返済額、返済終了(支払)年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

借 入 先 等 の 名 称 ・ 住 所	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返 済 終 了 (支 払) 年 月	追 加 借 入 の 可 否	担 保 提 供 財 産 等
F信用金庫 G支店	900,000 円	45,000 円	平成 29 年 12 月	☐ 可 ☒ 否	資材等置き場の土地 (明石市▲▲〇丁目×-□)
	円	円	平成 年 月	☐ 可 ☐ 否	

① 「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

② 「返済終了(支払)年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

③ 「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」にチェック(☑)を付けます。

④ 「担保提供財産等」欄には、借入等のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

「財産目録」の書き方

「財産目録」は、猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合に「換価猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

申請書を提出する日を記載してください。

財 産 目 録

平成 28年 6月 30日

1 住所・氏名等

住 所 (所在地)	氏 名 (名 称)	明石市××○丁目××番□□号	株式会社 納税システム 代表取締役 市税 一郎
--------------	--------------	----------------	----------------------------

2..財産の状況

1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	320,000 円	E信用金庫 F支店	当 座	450,000 円
A銀行 B支店	普 通	600,000 円			円
C銀行 D支店	当 座	400,000 円			円
預 貯 金 等 合 計 (A)					1,770,000 円

2) 売掛金・買付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	売 掛 金 等 の 額	回 収 予 定 日	種 類	回 収 方 法	
××株式会社	◇◇県××市○町▲▲	1,200,000 円	平成 28年 9月 16日	売 掛 金	振 込 み
□□□株式会社	××県○○市◇◇町△△-□□	900,000 円	平成 28年 10月 18日	売 掛 金	小 切 手
株式会社○○○○	○○県△△市××町□-▲	300,000 円	平成 28年 12月 21日	貸 付 金	振 込 み
	円	平成 年 月 日			

3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	担 保 等	直ちに納付に充てられる金額
国 債 ・ 株 式 等	株式会社 ○○○○ 上場株式 300 株	☐ 300,000 円
不 動 産 等	工場の土地および建物 (○○県□□市××-×××)	☒ 0 円
車 両	業務用車両 2台	☐ 0 円
そ の 他 (保 険 等)	△△生命保険、A銀行 B支店 (定期預金 300,000 円)	☐ 0 円
合 計 (B)		300,000 円

4) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払)年 月	追加借入の可否	担 保 提 供 財 産 等
A銀行 B支店	12,400,000 円	400,000 円	平成 31年 1月	☐ 可 ☒ 否	・ 工場の土地および建物 ・ 定期預金
E信用金庫 F支店	1,800,000 円	150,000 円	平成 29年 12月	☐ 可 ☒ 否	
	円	円	平成 年 月	☐ 可 ☐ 否	

3 現在納付可能資金額

①当座資金額【(A)+(B)】	②当面の必要資金額【(C)】	③現在納付可能資金額【①-②】
2,070,000 円	1,552,000 円	518,000 円

②当面の必要資金額の内容

項 目	金 額	内 容
支出見込		
事業支出	3,652,000 円	仕入代金 1,450,000 円 + 給与 850,000 円 + 役員給与 600,000 円 +借入金返済 550,000 円 + 社会保険料 202,000 円
生活費 (個人の場合のみ)		【扶養親族 人】
収入見込	2,100,000 円	事業収入 (取引先2社からの売掛金回収) ・ ××株式会社 (◇◇県××市○町▲▲) ・ □□□株式会社 (××県○○市◇◇町△△-□□)
(支出見込) - (収入見込) (C)	1,552,000 円	マイナスになった場合は0円

「②当面の必要資金額 ((C))」欄に記載します。

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

※ 各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。

「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

1 「(1) 預貯金等の状況」欄

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
① 手持ち現金	現金	320,000 円	E信用金庫 F支店	当座	450,000 円
A銀行 B支店	普通	600,000 円			円 ②
C銀行 D支店	当座	400,000 円			円
預貯金等合計 (A)					1,770,000 円 ③

① 申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額を記載します。

② 預貯金等については、金融機関等の名称及び支店名、預貯金等の種類の別（普通、当座、定期、貯蓄など）及びその金額を記載します。

③ 手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計（A）」欄に記載します。

※ 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

2 「(2) 売掛金・貸付金等の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込み、手形、小切手等）、金額をそれぞれの欄に記載します。

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所		売 掛 金 等 の 額	回 収 予 定 日	種 類	回 収 方 法
××株式会社	◇◇県×××市○○町▲▲	1,200,000 円	平成 28年 9月 16日	売 掛 金	振 込 み
□□□株式会社	××県○○市◇◇町 △△-□□	900,000 円	平成 28年 10月 18日	売 掛 金	小 切 手
株式会社○○○○	○○県△△市×××町□-▲	300,000 円	平成 28年 12月 21日	貸 付 金	振 込 み
		円	平成 年 月 日		

① 「種類」欄には、売掛金、貸付金、未収金等の種類を記載します。

② 「回収方法」欄には、現金、振込み、手形、小切手等の回収方法を記載します。

3 「(3) その他の財産の状況」欄

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	株式会社 ○○○○ 上場株式 300 株	☐ 300,000 円
不動産等	工場の土地および建物（○○県□□市××-×××）	☒ 0 円 ③
車両	業務用車両 2台	☐ 0 円
その他（保険等）	△△生命保険、A銀行 B支店（定期預金 300,000 円）	☐ 0 円
① 合計(B)		300,000 円

① 国債・株式等の有価証券、不動産等、車両など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。

また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。ただし、1 「(1) 預貯金等の状況」欄に記載した財産は、記載する必要はありません。

② 「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック（☒）を付けます。

③ 「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる財産の金額を記載し、その合計金額を「合計（B）」欄に記載します。

4

(4) 借入金・買掛金の状況」欄

(⇒13 ページ「5 財産等の状況」欄のハ「(3) 借入金・買掛金の状況」欄をご覧ください。)

5

「3 現在納付可能資金額」欄

イ 「①当座資金額 ((A) + (B))」欄

次の金額の合計額を記載します。

(イ) ① 「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計 (A)」欄の金額

(ロ) ③ 「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

ロ 「②当面の必要資金額 ((C))」欄

次の「②当面の必要資金額」の内容」欄において計算した金額を記載します。

項 目		金 額	内 容
支出見込	事業支出	3,652,000 円	仕入代金 1,450,000 円 + 給与 850,000 円 + 役員給与 600,000 円 + 借入金返済 550,000 円 + 社会保険料 202,000 円
	生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込		2,100,000 円	事業収入 (取引先2社からの売掛金回収) ・ ××株式会社 (◇◇県××市○○町▲▲) ・ □□□株式会社 (××県○○市◇◇町△△-□□)
(支出見込) - (収入見込) (C)		1,552,000 円	マイナスになった場合は0円

(イ)「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1か月以内(以下「計算期間」といいます。)(※1)に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額(※2)及びその主な内容を記載します(⇒11 ページの「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄のロ「支出」欄の「①事業に係る経費」をご覧ください。)

※ 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

- ※1 申請書を提出する日から1か月以内において、最も資金の手当てが必要になる日までの期間とすることができます。
- ※2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業を継続することができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

(ロ)「生活費」欄(納税者が個人の場合のみ)

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、次のA又はBのいずれかの方法により計算した金額(※1、2)を記載します。

A 納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、①納税者本人につき107,000円、②生計を一にする配偶者その他の親族1人につき48,000円、③手取り額(※3)から①及び②を差し引いた金額の100分の20に相当する金額(又は①及び②の合計額の2倍に相当する額のいずれか少ない金額)の合計額(以下「基準額」といいます。)

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、基準額を超える金額の生活費を見込む必要がある場合には、必要最低限の所要資金の額を基準額に加算することができます。

B 実際に支払った食費、家賃、水道光熱費などの金額を具体的に把握している場合は、それらの金額のうち、生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

- * 1 収入などの状況により、計算期間を超える期間のために資金手当てをしておかなければ生活を維持することができなくなるような場合には、その超える期間のための必要最低限の範囲内で、A又はBのいずれかの方法により計算した金額に加算することができます。
- * 2 納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している人がいる場合には、その人の負担額をA又はBのいずれかの方法により計算した金額から減算します。
- * 3 「手取り額」についての取扱いは、12 ページと同様です。

《生活費の「内容」欄の記載例》(Aの方法により計算した場合)

(給与収入(手取り額) 35 万円、4 人家族(納税者本人、妻、子 2 人) の場合)

納税者は、妻及び子 2 人を扶養しているが、妻にはパートによる給与収入が月 5 万円程度ある。

また、納税者は病気のため定期的に病院へ通院しており、月に 15,000 円程度の医療費を支払っている。

$$107,000 \text{ 円} \textcircled{①} + (48,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人}) \textcircled{②} = 251,000 \text{ 円 (a)}$$

(納税者本人の生活費)

(納税者と生計を一にする親族の生活費)

$$251,000 \text{ 円 (a)} + \{ (350,000 \text{ 円} - 251,000 \text{ 円 (a)}) \times 20/100 \} \textcircled{③} = 270,800 \text{ 円}$$

(手取り額)

(基準額)

$$270,800 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} - 50,000 \text{ 円} = 235,800 \text{ 円}$$

(基準額)

(医療費)

(妻の給与収入)

(生活費)

生活費をAの方法により計算した場合には、上記の記載例のように、基準額を求める計算式のほか、基準額に加算又は減算するものがある場合にその理由を「内容」欄に記載します。Bの方法により計算した場合には、その積算した食費、家賃、水道光熱費などの金額の内訳を「内容」欄に具体的に記載します。

(ハ) 「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容(給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取引先の名称・所在地等)を記載します。

(ニ) 「(支出見込) - (収入見込) (C)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額(マイナスの場合は、0円とします。)を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額 ((C))」欄に転記します。

ハ 「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄

「①当座資金額 ((A)+(B))」欄の金額から「②当面の必要資金額 ((C))」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄の金額は、直ちに納付に充てることができる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

なお、納付がない場合は、猶予が不許可となる場合がありますので、ご注意ください。

「収支の明細書」の書き方

収支の明細書は猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合に、「換価猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

申請書を提出する日を記載してください。

収 支 の 明 細 書

平成 28年 6月 30日

1 住所・氏名等

住 所 (所在地)	明石市××○丁目××番□□□号	氏 名 (名 称)	株式会社 納税システム 代表取締役 市税 一郎
--------------	-----------------	--------------	----------------------------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

1	年 月	① 総 収 入 金 額	② 総 支 出 金 額	③ 差 額 (① - ②)	備 考
	平成 27年 7月	3,900,000 円	3,780,000 円	120,000 円	
	平成 27年 8月	3,900,000 円	3,700,000 円	200,000 円	
	平成 27年 9月	4,000,000 円	3,750,000 円	250,000 円	
	平成 27年 10月	4,100,000 円	3,780,000 円	320,000 円	
	平成 27年 11月	3,900,000 円	3,700,000 円	200,000 円	
	平成 27年 12月	3,920,000 円	3,750,000 円	170,000 円	
	平成 28年 1月	3,660,000 円	3,480,000 円	180,000 円	
	平成 28年 2月	3,850,000 円	3,700,000 円	150,000 円	
	平成 28年 3月	3,900,000 円	3,720,000 円	180,000 円	
	平成 28年 4月	3,950,000 円	5,550,000 円	▲ 1,600,000 円	機械の修繕費として160万の費用が必要となった。
	平成 28年 5月	3,900,000 円	3,665,000 円	235,000 円	
	平成 28年 6月	3,910,000 円	3,750,000 円	160,000 円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)

2	区 分	見 込 金 額	区 分	見 込 金 額
収 入	売 上	3,900,000 円	仕 入	1,450,000 円
		円	給 与	850,000 円
		円	役員給与	600,000 円
		円	借入金返済	450,000 円
		円	社会保険料等 (健康保険, 厚生年金)	202,000 円
		円	諸経費	158,000 円
		円		円
		円		円
		円		円
① 収 入 合 計		3,900,000 円	② 支 出 合 計	3,710,000 円
③ 納 付 可 能 基 準 額 (① - ②)		190,000 円		

【備考】

明 石 市

この欄に記載した金額を「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「①納付可能基準額」欄に転記します。

※ 各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。

4 今年1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

3	内 容	年 月	金 額
臨時収入	〇〇〇〇生命保険からの一時金	平成 28年 8 月	200,000 円
	株式会社〇〇〇〇への貸付金の回収	平成 28年 12 月	300,000 円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
臨時支出	工場設備の点検費用	平成 28年 12 月	180,000 円
	機械老朽化のため必要な部品の購入費用	平成 29年 2 月	120,000 円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円

5 今年1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等

4	年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
	平成 28年 9月	法人市民税	60,000 円	平成 年 月		円
	平成 29年 1月	源泉所得税	120,000 円	平成 年 月		円
	平成 年 月		円	平成 年 月		円
	平成 年 月		円	平成 年 月		円

6 家族(役員)の状況

5	続柄 (役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
	代表者	市税 一郎	明治 大正 (昭和) 平成 20年 8月 23日	320,000 円	
	取締役	市税 太郎	明治 大正 (昭和) 平成 45年 10月 29日	280,000 円	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

6	納 付 年 月 日	①納付可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	④国税等納付額	⑤分割納付金額 (① + ② + ③ - ④)
	平成 28 年 7月 29日	190,000 円	80,000 円	円	円	270,000 円
	平成 28 年 8月 31日	190,000 円	円	200,000 円	円	390,000 円
	平成 28 年 9月 30日	190,000 円	円	円	▲ 60,000 円	130,000 円
	平成 28 年 10月 31日	190,000 円	120,000 円	円	円	310,000 円
	平成 28 年 11月 30日	190,000 円	円	円	円	190,000 円
	平成 28 年 12月 28日	190,000 円	円	120,000 円	円	310,000 円
	平成 28 年 1月 31日	190,000 円	円	円	▲ 120,000 円	70,000 円
	平成 28 年 2月 28日	190,000 円	▲ 50,000 円	▲ 120,000 円	円	20,000 円
	平成 28 年 3月 31日	190,000 円	円	円	円	84,000 + 延滞金 円
	平成 年 月 日	円	円	円	円	円
	平成 年 月 日	円	円	円	円	円
	平成 年 月 日	円	円	円	円	円

明 石 市

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」欄の
「③ 納付可能基準額(①-②)」欄に記載した金額を、この
欄に転記します。

「納付年月日」欄及び「⑤分割納付金額」欄については、「換価猶予申
請書」(⇒7 ページ) の「納付計画」欄に転記します。

1 「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月ごとの「①総収入金額」、「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記載します。

また、「③差額（①－②）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。

なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考」欄にその理由を記載します。

《「備考」欄の記載例》

- ・ 事業用車両の売却代金として 30 万円の臨時的な収入があったため。
- ・ 製造用機械の故障による修繕費として 300 万円の臨時的な支出があったため。

※ 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

(⇒11～12 ページ「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄をご覧ください。)

3 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。

「臨時収入」欄

例えば、不要不急資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時収入	〇〇〇〇生命保険からの一時金	平成 28年 8 月	200,000 円
	株式会社〇〇〇〇への貸付金の回収	平成 28年 12 月	300,000 円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円

「臨時支出」欄

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

臨時支出	工場設備の点検費用	平成 28年 12 月	180,000 円
	機械老朽化のため必要な部品の購入費用	平成 29年 2 月	120,000 円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円
		平成 年 月	円

4

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
平成 28年 9月	法人市民税	60,000 円	平成 年 月		円
平成 29年 1月	源泉所得税	120,000 円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円
平成 年 月		円	平成 年 月		円

※ 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)」の「支出」欄に記載します。

5

「6 家族(役員)の状況」欄

○ 納税者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

《 事例の場合 》

続柄 (役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
代表者	市税 一郎	明治 大正 昭和 平成 20年 8月 23日	320,000 円	
取締役	市税 太郎	明治 大正 昭和 平成 45年 10月 29日	280,000 円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	
		明治 大正 昭和 平成 年 月 日	円	

○ 納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額(専従者給与を受けている場合は、その金額)、職業及び所有財産等を記載します。

《 記載例 》

続柄 (役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
母	〇〇 〇〇	明治 大正 昭和 平成 20年 9月 10日	0 円	年金受給者
父	〇〇 △△	明治 大正 昭和 平成 21年 1月 15日	190,000 円	事業専従者
妻	〇〇 ×××	明治 大正 昭和 平成 50年 7月 30日	110,000 円	事業専従者
長男	〇〇 □□□	明治 大正 昭和 平成 13年 11月 24日	0 円	高校生

6

「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

イ 「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

ロ 「①納付可能基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を転記します。

ハ 「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額（①－②）」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

ニ 「③臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

《事例の場合》

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

（「臨時収入」欄に記載した事項）

- ・平成28年8月
〇〇〇〇生命保険からの一時金
200,000 円
- ・平成28年12月
株式会社〇〇〇〇への貸付金の回収
300,000 円

（「臨時支出」欄に記載した事項）

- ・平成28年12月
工場設備の点検費用
180,000 円
- ・平成29年2月
機械老朽化のため必要な部品の購入費用
120,000 円

「③臨時的入出金額」欄

- ・平成28年8月 200,000 円
- ・平成28年12月 300,000 円
- ・平成28年12月 ▲180,000 円
- ・平成29年2月 ▲120,000 円

納 付 年 月 日	③臨時的入出金額
平成28年7月29日	円
平成28年8月31日	200,000 円
平成28年9月30日	円
平成28年10月31日	円
平成28年11月30日	円
平成28年12月28日	120,000 円
平成28年1月31日	円
平成28年2月28日	▲120,000 円
平成28年3月31日	円
平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円

ホ 「④国税等納付額」欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄に記載した、納付年月における市税等の納付見込額を転記します。

《事例の場合》

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる国税及び地方税等」欄

・平成28年 9月

法人市民税

60,000 円

・平成29年 1月

源泉所得税

120,000 円



「④国税等納付額」欄

・平成28年 9月 60,000 円

・平成29年 1月 120,000 円



納 付 年 月 日	④国税等納付額
平成28年 7月 29日	円
平成28年 8月 31日	円
平成28年 9月 30日	▲ 60,000 円
平成28年 10月 31日	円
平成28年 11月 30日	円
平成28年 12月 28日	円
平成28年 1月 31日	▲ 120,000 円
平成28年 2月 28日	円
平成28年 3月 31日	円
平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円
平成 年 月 日	円

ヘ 「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算し、「④国税等納付額」欄の金額を減算した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額（①+②+③-④）」欄には、「〇〇〇円（本税の残額）+延滞金」と記載します。

Ⅱ 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること
 - イ 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（※ 1）
 - ロ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（※ 2）
 - ホ 納税者に上記イからニに類する事実があったこと（※ 3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が明石市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※ 4）

- * 1 市税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための徴収猶予があります。詳しくは、明石市 納税課にお尋ねください。
- * 2 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。
- * 3 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
- * 4 担保についての取扱いは、換価猶予の申請の場合（⇒3ページの※ 3）と同様です。

2 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税（※ 1）などがあること
- ② 納税者が①の市税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の市税の納期限（※ 2）までに「徴収猶予申請書」が明石市に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※ 3）

- * 1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。
- * 2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。
- * 3 担保についての取扱いは、換価猶予の申請の場合（⇒3ページの※ 3）と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年(*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、明石市長が定めることがあります。

* 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に明石市に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を明石市に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（*1）が 100 万円以下 の場合	猶予を受けようとする金額（*1）が 100 万円を超える 場合
○ 「徴収猶予申請書」 （書き方は、26～28 ページ） ○ 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(*2、3) ○ 「財産収支状況書」(*2) （書き方は、10～13 ページ）	○ 「徴収猶予申請書」 （書き方は、26～28 ページ） ○ 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(*2、3) ○ 「財産目録」(*2) （書き方は、14～17 ページ） ○ 「収支の明細書」(*2) （書き方は、18～23 ページ）

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価猶予の申請の場合（⇒4 ページ）と同様です。

- *1 未確定の延滞金は含みません。
- *2 災害、病気等により納付困難となった場合（1の①のイ、ロ又はホ（イ又はロに類する事実に限ります。）に該当する場合）の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、明石市 納税課にご相談ください。
- *3 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、明石市 納税課にお尋ねください。
- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど
 - ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
 - ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
 - ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

5 申請等の審査などの手続

I 換価猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで（⇒4～6 ページ）の手続については、徴収猶予の申請があった場合にも同様となります。

「徴収猶予申請書」の書き方

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合には、「財産収支状況書」(⇒10 ページ)を「徴収猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産収支状況書」に代えて、「財産目録」(⇒14 ページ)及び「収支の明細書」(⇒18、19 ページ)を添付して提出する必要があります。

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話、及び氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

整理番号

申請書を提出する日を記載してください。

徴 収 猶 予 申 請 書

明石市長殿

1

地方税法第 15 条第 1 項第 号(第 5 号の場合、第 号類似)の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請書に添付する書類にチェックを付けます。

徴収猶予の申請をするときに未納となっている市税を全て記載します。

延滞金については、本税の全額を納付していないときは「要」を記載します。

「備考」欄には、市税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載し、徴収猶予を受けようとするものに○印をつけます。

《記載例》

- ・平成 27 年分の法人市民税
⇒「27 年〇月～〇月分」
- ・平成 27 年 3 期の市県民税
⇒「27 年 3 期」

「財産収支状況書」(⇒10 ページ)の「4 分割納付計画」欄から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒19 ページ)の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」欄及び「⑤ 分割納付金額」欄を転記します。

申請者 (納税義務者等)	住所 (所在地)	〒 673 - ××××		申請年月日	平成 28 年 7 月 30 日			
	氏名 (名称)	明石市〇〇××□□□		電話番号	(**) ** - **			
納付すべき市税	氏名 (名称)	市税 太郎		携帯電話	** - ** - **			
	納税義務者番号等	調定年度	課税年度	期	税目	本税(円)		
	0000000-0	28	28	1	市県民税 普通徴収	300,000		
2	納付すべき市税のうち、納税の猶予を受けようとする金額							
	平成27年10月から病気のため、〇〇病院に平成28年3月まで入院し、その後も通院している。							
3	猶予該当事実の詳細							
	〇〇病院に治療費及び入院費として70万円を支払った。□□生命保険から保険金35万円を受領しているため、差引金額である35万円が猶予該当事実があったことによる支出となっている。							
	一時に納付することができない事情の詳細							
4	回数	指定期限	本税(円)	摘要	回数	指定期限	本税(円)	摘要
	1	平成28年8月1日	30,000		7	平成 年 月 日		
	2	平成28年9月30日	30,000		8	平成 年 月 日		
	3	平成28年10月31日	30,000		9	平成 年 月 日		
	4	平成28年11月30日	30,000		10	平成 年 月 日		
	5	平成28年12月28日	90,000		11	平成 年 月 日		
	6	平成29年1月31日	30,000	本税 + 延滞金	12	平成 年 月 日		
	納付計画について・その他							
5	猶予期間	平成 28 年 8 月 1 日 から 平成 29 年 1 月 31 日 まで 6 月間						
担保	☐ 有	担保財産の詳細又は						
	☒ 無	提供できない特別の事情						

明石市

1

「地方税法第 15 条第 ____ 項 ____ 号（第 5 号の場合、第 ____ 号類似）の規定により、以下のとおり徴収

猶予を申請します。」欄

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 1 号
	納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 2 号
	納税者がその事業を廃止又は休止したこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 3 号
	納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 4 号
	納税者に上記 4 つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第 15 条第 1 項第 5 号 (第 5 号の場合、第 ● 号類似) (*)
本来の期限から 1 年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予	申告納税方式による市税 (法人の市民税、市たばこ税、入湯税)	地方税法 第 15 条第 2 項
	賦課課税方式による市税 (個人の市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)	

* ● には、類似する号の号数を記載します。

2

「納付すべき市税のうち、徴収猶予を受けようとする金額」欄

「納付すべき市税」の合計額から「財産収支状況書」(⇒10 ページ)の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」(⇒14 ページ)の「3 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①－②)」を差し引いた金額を記載します。

なお、災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を受けようとする場合は、猶予該当事実があったことにより納税者が支出し、又は損失を受けた金額 (*) が、猶予の認められる限度額となります。

* 支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を支出し、又は損失を受けた金額から差し引きます。

《記載例》

250,000 円	—	50,000 円	=	200,000 円 (①)
(納付すべき市税の合計額)		(現在納付可能資金額)		(納付を困難とする金額)
620,000 円	—	320,000 円	=	300,000 円 (②)
(治療費及び入院費)		(受領した保険金)		(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)
300,000 円 (②)		>	200,000 円 (①)	⇒ 200,000 円
(猶予該当事実があったことによる支出又は損失)			(納付を困難とする金額)	(この欄に記載する金額)
※ 「納付を困難とする金額」の方が「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額より大きい場合は、「猶予該当事実があったことによる支出又は損失」の金額を、徴収猶予を受けようとする金額としてこの欄に記載します。				

3 「猶予該当事実の詳細」欄

災害等により納付困難となった場合の徴収猶予を申請する場合には、猶予該当事実の詳細を記載します。

なお、本来の期限から 1 年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収猶予の申請をする場合には、記載する必要はありませんが、やむを得ない理由（＊）により猶予を受けようとする市税の納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由をこの欄に記載します。

＊ この場合の「やむを得ない理由」とは、その猶予を受けようとする市税を納付すべきことを知ったときから徴収猶予の申請書及び添付書類の作成のために通常必要と認められる期間（おおむね 1 か月程度）内に徴収猶予の申請書が提出されたことその他納税者の責めに帰することができないと認められる理由をいいます。

「一時に納付することができない事情の詳細」欄

猶予該当事実があったことにより、納税者が資金の支出をし、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

《記載例》

猶予該当事実の種類	「猶予該当事実の詳細」欄	「一時に納付することができない事情の詳細」欄
災害等	平成 27 年 9 月〇日、台風〇号により、店舗が床上浸水となった。そのため、店舗の復旧までの間、営業を行うことができなかった。	店舗が床上浸水のため復旧から営業再開まで〇〇日間を要した。そのため、売上利益に相当する〇〇円が猶予該当事実があったことによる損失となっている。
病気・負傷	平成 27 年 10 月に交通事故に遭い、同月から 4 か月間 〇〇病院に入院し、その後も通院している。	〇〇病院に治療費及び入院費として平成 27 年 10 月から平成 28 年 2 月まで合計 100 万円支払い、△△生命保険から保険金 35 万円受領しているため、差額の 65 万円が猶予該当事実があったことによる損失となっている。
事業の休廃止	近隣に大型店舗が進出したことにより平成 27 年 1 月から平成 27 年 6 月までの間の売上が前年比 80%減となり、業績が著しく悪化したため、平成 27 年 8 月に従業員を全員解雇し廃業した。	廃業したことにより、在庫商品を原価割れで売却したことによる損失 80 万円及び従業員解雇時の退職金の合計 145 万円を合わせた 225 万円が猶予該当事実があったことによる損失となっている。
事業上の著しい損失	平成 27 年 3 月期は 280 万円の利益があったが、平成 27 年 5 月より主要取引先である株式会社××からの受注がなくなったことから平成 28 年 3 月期は 160 万円の損失となった。	平成 28 年 3 月期の損失 160 万円のうち、平成 27 年 3 月期の利益金額 280 万円の 2 分の 1 の金額 140 万円を超える部分の 20 万円が猶予該当事実があったことによる損失となっている。
本来の期限から 1 年を経過した後に納付すべき市税が確定した場合	原則として記載不要 (やむを得ない理由により猶予を受けようとする市税納期限後に申請書を提出する場合は、そのやむを得ない理由を記載します。)	納付すべき税額 15 万円のうち、納期限までに納付できる金額は 3 万円のみであり、残額 12 万円については、一時に納付することができない。

4 「猶予期間」欄

この欄には、「猶予期間の開始日」（＊）から「納付計画の終了日」及びその期間を記載します。

＊「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- 申請書を提出する日が猶予を受けようとする市税の納期限以前である場合には、各納期限の翌日が「猶予期間の開始日」となります。
- 災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実が生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

5 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

この欄の記載方法については、「換価猶予申請書」の「担保」欄及び「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄の記載方法の説明（⇒8、9 ページ）と同様です。